

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 10 月 29 日

日本ペイントホールディングス株式会社

2021年10月29日

吸收分割に係る事前開示書類

大阪府大阪市北区大淀北二丁目1番2号
日本ペイントホールディングス株式会社
代表執行役共同社長 若月 雄一郎

日本ペイントホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2021年10月28日付で日本コーポレートソリューションズ株式会社（住所：大阪府大阪市北区大淀北二丁目1番2号 以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸收分割契約書（以下「本吸收分割契約書」といいます。）に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、分割会社が営む本吸收分割契約書に定める事業に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸收分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項）

本吸收分割契約書の内容は、別紙1のとおりです。

なお、本吸收分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第796条第1項に定める略式分割となります。

2. 本吸收分割の対価等の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本吸收分割に際して、承継会社は分割会社の完全子会社であることから、株式その他の金銭等を交付しません。

3. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 承継会社の計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

承継会社の確定した最終事業年度はございません。承継会社のその成立の日における貸借対照表の内容は、別紙2のとおりです。

(2) 承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当すべき事項はございません。

(3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第4号ハ)
該当すべき事項はございません。

4. 分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第5号イ)

(1) アジア地域の合弁会社の持分追加取得及びインドネシア事業の持分取得

① 企業結合の概要

分割会社は、2021年1月25日付で、分割会社と Wuthelam グループ(WUTHELAM HOLDINGS LIMITED (以下「Wuthelam 社」といい、ゴー・ハップジン氏と併せて「Wuthelam 社ら」と総称します。) 及びその代表者であるゴー・ハップジン氏並びに Wuthelam 社の子会社及び Wuthelam 社らが実質的に支配する者の総称を意味します。) とで運営するアジア地域の合弁会社の持分追加取得、Wuthelam グループが持分の 99.9%を保有し運営するインドネシア事業（以下、インドネシア事業といいます。）の持分取得（子会社化）を行いました。取得対価は総額 1,285,139 百万円（うち、インドネシア事業 235,490 百万円）です。

ア 被取得企業の名称及び事業の内容

名称	事業の内容	議決権比率		
		取得前	追加取得	取得後
NIPSEA PTE. LTD. (注) 1	投資持株会社	-%	100%	100%
NIPPON PAINT (INDIA) PRIVATE LIMITED (注) 1	塗料の製造販売	50%	49.9%	99.9%
NEAVE LIMITED (注) 1, 2	子会社の管理運営、塗料販売	-%	100%	100%
NIPPON PAINT (SABAH) SDN. BHD.	塗料の製造販売	12%	37%	49%

(注) 1. 企業結合に該当します。
2. インドネシア事業に該当します。

イ 非支配持分の取得

主な非支配持ち分の取得割合は以下のとおりです。

名称	議決権比率（うち間接所有）		
	取得前	追加取得	取得後
NIPPON PAINT (CHINA) COMPANY LIMITED (注) 1	51% (-%)	49% (49%)	100% (49%)
GUANGZHOU NIPPON PAINT CO., LTD. (注) 1	51% (-%)	49% (49%)	100% (49%)
NIPPON PAINT (CHENGDU) CO., LTD. (注) 1	51% (-%)	49% (49%)	100% (49%)
NIPPON PAINT (H. K.) COMPANY LIMITED (注) 1	51% (-%)	49% (49%)	100% (49%)
日本ペイントマリン株式会社 (注) 1	60% (-%)	40% (40%)	100% (40%)
日本ペイントマテリアルズ株式会社 (注) 1, 2	60% (-%)	40% (40%)	100% (40%)
NIPPON PAINT COATINGS (TAIWAN) CO., LTD.	51% (-%)	49% (-%)	100% (-%)
NIPSEA CHEMICAL CO., LTD.	51% (-%)	49% (-%)	100% (-%)
NIPPON PAINT (MALAYSIA) SDN. BHD.	51% (-%)	49% (-%)	100% (-%)
PAINT MARKETING CO. (M) SDN. BHD.	51% (-%)	49% (-%)	100% (-%)
NIPPON PAINT (SINGAPORE) COMPANY PRIVATE LIMITED	51% (-%)	49% (-%)	100% (-%)
NIPSEA TECHNOLOGIES PTE. LTD.	51% (-%)	49% (-%)	100% (-%)
NIPPON PAINT (THAILAND) COMPANY LIMITED	51% (-%)	48.9% (-%)	99.9% (-%)

(注) 1. NIPSEA PTE. LTD.を通じて間接所有しております。

2. ニッペトレーディング株式会社は、2021年1月1日付で社名を日本ペイントマテリアルズ株式会社に変更しております。

② 第三者割当による新株式の発行及び親会社の異動

上記取得対価のうち、インドネシア事業の取得対価の一部である 100,000 百万円については現金で支払いました。残りの 1,185,139 百万円については、Wuthelam グループに属する NIPSEA INTERNATIONAL LIMITED 及び FRASER (HK) LIMITED から譲渡代金支払請求権を出資の目的とする現物出資を受けることにより、第三者割当による新株式の発行を行うこととしており、2021 年 1 月 25 日に払込みの手續が完了いたしました。

ア 新株式発行の概要

上記第三者割当による新株式発行の概要は以下のとおりです。

	増資前	増資による増加	増資後
発行済株式数	325, 402, 443株	148, 700, 000株	474, 102, 443株
資本金の額	78, 862百万円	592, 569百万円	671, 432百万円
株式の種類	普通株式		
払込金額	1 株につき 7, 970 円		
払込金額の総額	1, 185, 139 百万円 (注)		
割当方法	第三者割当		
割当先及び割当株式数	NIPSEA INTERNATIONAL LIMITED FRASER (HK) LIMITED	131, 700, 000株 17, 000, 000株	

(注) 譲渡代金支払請求権の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

イ 親会社の異動

以下の会社が分割会社の親会社となりました。

NIPSEA INTERNATIONAL LIMITED

NIPSEA HOLDINGS INTERNATIONAL LIMITED

WUTHELAM HOLDINGS LIMITED

RAINBOW LIGHT LIMITED (最終親会社)

(2) 株式分割

分割会社は、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的として、2021年4月1日を効力発生日として、株式分割（1株につき5株の割合）及び定款の一部変更を行いました。これにより発行済株式総数は1,896,409,772株増加した2,370,512,215株となり、これに合わせて発行可能株式総数を従前の1,000,000,000株から5,000,000,000株に変更いたしました。

(3) 子会社に対する支配の喪失

分割会社は、2021年8月10日開催の取締役会において、分割会社の連結子会社であるNIPPON PAINT (EUROPE) LTD.（以下「NPE」といいます。）を解散及び清算することを決議しました。

また、分割会社は、2021年8月10日開催の取締役会において、分割会社が保有するNIPPON PAINT (INDIA) PRIVATE LIMITEDの株式、分割会社の連結子会社であるNPEが保有するNIPPON PAINT AUTOMOTIVE EUROPE GMBHの株式及び分割会社の連結子会社である日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社（以下「NPAC」といいます。）が保有するBERGER NIPPON PAINT AUTOMOTIVE COATINGS PRIVATE LIMITEDの株式をWuthelamグループに属するIsaac Newton Corporation（以下「INC」といいます。）に、譲渡価額18,607百万円で譲渡することを決議し、同日付で、分割会社とINCとの間でMaster Agreement並びに分割会社及びNPACとINCとの間でそれぞれShare Purchase Agreementを締結いたしました。

(4) CROMOLOGY HOLDING SAS 社の株式取得に関するプットオプション契約の締結

分割会社は、2021年10月13日開催の取締役会において、欧州において建築用塗料等の製造・販売を手掛けるであるCROMOLOGY HOLDING SAS社の株式取得を目的とする株式譲渡契約のドラフトが添付されたプットオプション契約の締結について、代表執行役共同社長へ決定の権限を一任することとしており、諸条件が整ったことから、2021年10月20日に当社の連結子会社であるDuluxGroup社がWendel groupを中心とするCromology社の主要株主との間で本プットオプション契約を締結することを決定し、正式に本プットオプション契約を締結いたしました。

5. 本吸收分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

本吸收分割の効力発生日以後における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸收分割後の分割会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、分割会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸收分割の効力発生日以後における分割会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

(2) 承継会社が分割会社から承継する債務の履行の見込みについて

本吸收分割の効力発生日以後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸收分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸收分割の効力発生日以後における承継会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

以上

別紙1

収入印紙

吸收分割契約書

日本ペイントホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び日本ペイントコーポレートソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、第1条に定める甲の事業に関する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という。）につき、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、会社法第2条第29号に定める吸收分割の方法により、甲が営む別紙1「承継事業一覧表」記載の事業（以下「本事業」という。）に関して甲が有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲） 吸收分割会社

商号：日本ペイントホールディングス株式会社

住所：大阪府大阪市北区大淀北二丁目1番2号

（乙） 吸收分割承継会社

商号：日本ペイントコーポレートソリューションズ株式会社

住所：大阪府大阪市北区大淀北二丁目1番2号

第3条（本吸收分割により承継する権利義務）

- 1 乙が本吸收分割により甲から承継する本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継権利義務」という。）は、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- 2 第1条及び前項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙2「承継権利義務明細表」に記載された債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。但し、乙が承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸收分割に際して交付する金銭等）

本吸收分割に際して、乙は、甲に対し、株式、金銭、その他の財産を交付しないものとする。

第5条（効力発生日）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。但し、本吸收分割の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを見直すことができる。

第6条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、競業避止義務を負わない。

第7条（本吸收分割の承認）

甲及び乙は、会社法第784条第2項及び第796条第1項に基づき、本契約につきそれぞれ株主総会の承認を得ないで本吸收分割を行う。

第8条（本吸收分割の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本吸收分割の手続を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議の上、本吸收分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条（準拠法及び管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲乙誠実に協議の上これを解決する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年10月28日

甲：日本ペイントホールディングス株式会社
代表執行役 若月 雄一郎 

乙：日本ペイントコーポレーツソリューションズ株式会社
代表取締役 黒田 芳明 

別紙1 承継事業一覧表

国内事業支援に係る以下の機能を含む、上場機能及び純粹持株会社機能に関する事業以外のすべての機能及びソリューションを提供する事業

- (1) 業務監査
- (2) サプライチェーンの最適化
- (3) ICT 戦略企画、情報システムの最適化
- (4) 決算、資金繰り、税務、予算策定及び予実管理
- (5) 経営基盤の整備
- (6) 広報
- (7) 法務、ガバナンス及びコンプライアンス
- (8) リスクマネジメント、危機管理
- (9) スポーツ興行
- (10) 不動産管理等総務
- (11) 人事
- (12) ESG 推進、安全、環境、品質
- (13) 研究開発

別紙2 承継権利義務明細表

本効力発生日において乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、本効力発生日の直前（以下「基準時」という。）における次に定める権利義務とする。なお、甲から乙に承継される資産及び負債の金額については、甲の2021年10月28日現在の甲単体の計算書類を基礎とし、これに基づき生じた増減を加除した上で確定する。

1 資産

本事業に属する現預金（本事業に必要と認められる金額）、棚卸資産、土地、建物、工具器具備品、知的財産を含む一切の資産。但し、本効力発生日までに生じた下記3記載の契約に基づき生じた売掛金及び未収入金を除く。

2 債務・負債

本事業に属する一切の債務及び負債。但し、本効力発生日までに下記3記載の契約に基づき生じた未払金、未払費用はいずれも乙に承継されない。

3 契約（労働契約を除く。）

甲を当事者として締結された本事業に関する売買契約、請負契約、業務委託契約、設備・備品等のリース契約、IT関連のライセンス契約、社宅等に関する賃貸借契約、その他一切の契約（当該契約の変更・更新合意その他これに付随する契約を含み、労働契約を除く。）並びにそれらの契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約の相手方の同意又は承認等が必要となる場合であって、同意又は承認等が得られないものは除外する。

4 労働契約

甲の全ての従業員（試用社員、継続雇用社員、有期契約社員、採用内定者及び傷病、育児、介護等による長期欠勤又は出向等の理由で休職中の者を含む。以下「承継対象従業員」という。）との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、本効力発生日までの甲と承継対象従業員との間の雇用契約に関連して発生する賃金、退職金その他一切の債務は除く。

5 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち、法令上承継することが可能なものの一切

以上

別紙2

貸借対照表
(2021年10月14日現在) 単位：千円

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動資産	—
現金及び預金	10,000	固定資産	—
固定資産	—	負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	10,000
		資本金	10,000
		資本剰余金	—
		資本準備金	—
		利益剰余金	—
		その他利益剰余金	—
		純資産合計	10,000
資産合計	10,000	負債純資産合計	10,000